

2. 総合的なうつ対策の充実に向けて

(2) 子どもたちの心のケアに向けたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を求めて

①学校における子どもの心身の不調の早期発見に向けた取組みについて

②現在のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置状況について

③スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが対応している相談内容の状況とその対応について

【答弁】

(2) 子どもたちの心のケアに向けたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充を求めての①～③につきましては、関連いたしますので、一括してお答えいたします。

社会を取り巻く環境が、急速に変化し、加えてコロナの影響もある中、子どもの抱える不安も多様化・深刻化しております。その対応には、少しでも早く子どもの変化に気づくことが重要であり、学校はその重要な場の1つであると認識しております。

そのため教員は、子どもたちが登校してから下校するまでの間、授業や休み時間、昼食時等の様子や会話を通して、普段との違いがないかを日々観察しております。

また、学期に一回は生活アンケートをとるとともに、教員による面談の機会を設けて、子どもの健康状態や友達関係、学校生活において不安に感じていることなどを聞き取り、状況を把握するよう努めております。その後、気になる子どもにつきましては、学年や学校全体で状況を共有し、経過を観察したり、再度面談

の機会を設けたりする等して、より詳細な状況を把握します。その上で、管理職を含めた関係教職員で体制を組んで、チームとして支援にあたっております。しかしながら、解決が困難なケースが増加する中、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家の活用が必要不可欠となっております。

このうち、スクールカウンセラーにつきましては府から中学校区に一名の配置を頂いており、校区内の小中学校で、心理の専門家として学習や人間関係をはじめ、家庭での悩みも含めて子どもや保護者の相談に乗り、心のケアにあたっております。中には、緊急性を必要とするケースもあり、この場合は速やかに教職員と連携して、対応しております。さらには、学校の要請により日常的な生徒指導会議やケース会議に参加する等、教職員と連携し子どもへの支援体制構築に寄与したり、必要に応じて、教職員を対象とした研修を実施したりもしております。

次に、スクールソーシャルワーカーにつきましては、福祉の専門家として、平成27年9月より市単費で雇用しております。現在、3名を3小学校に重点配置し、他校へは学校の要請に応じて、経験豊富な府費負担のチーフSSWを派遣しております。重点配置の小学校におきましては、日常的な子どもの見守り、教員との家庭訪問、ケース会議への参加等、校内生徒指導体制に位置づけて活用しております。保護者が子育てや家庭生活での困り感を抱えている場合や子どもが学校生活で不安を抱えていたりする場合は、SSWが継続的な面談を行い、保護者ニーズを聞き取り、その背景を明らかにし、福祉サービスなどの社会資源を紹介する等しています。

本市教育委員会といたしましては、学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職に対するニーズや期待が高まる中、配置の拡大に向けて、その補助の充実について、国や府へ要望してまいります。